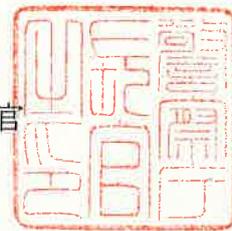


行政文書開示決定通知書

メテオAPAC株式会社
増木 浩幸 様

警察庁長官



平成30年12月25日付けで請求のあった行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項に基づき、下記のとおり開示することとしたので通知します。

記

- 1 開示する行政文書の名称
ベルト型幼児用補助装置の取扱いについて（平成30年12月25日付け事務連絡）
- 2 不開示とした部分とその理由
なし

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、警察庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（*）
A 4 判文書 3 枚 (うち、カラー部分 2 枚)	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円	0円
	②複写機により用紙にモノクロで複写したものの交付	用紙1枚につき10円	30円	0円
	③複写機により用紙にカラーで複写したものの交付（カラー以外の部分については②の方法により交付）	用紙1枚につき20円（カラー部分以外は②のとおり）	50円	0円
	④スキャナにより読み取ってできた電子データをCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R1枚につき100円に、当該文書1枚ごとに10円を加えた額（CD-R1枚）	130円	0円

原 議 保 存 期 間 1 年
(平成32年3月31日まで)

警視庁交通部交通総務課長 殿
各道府県警察本部交通部長

事 務 連 絡
平成30年12月25日
警察庁交通局交通企画課理事官

ベルト型幼児用補助装置の取扱いについて

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第71条の3第3項において、「幼児用補助装置」を使用しない幼児を乗車させて自動車を運転してはならないとされている。昨今、座席ベルトに取り付けることにより座席ベルトの高さを調節するベルト型の製品（別添2参照）が販売されており、また、輸入されることが予定されているところであるが、このような製品が同項に規定する「幼児用補助装置」に該当するか否かについて、取扱い基準は下記のとおりであるので、遺漏のないようにされたい。

記

座席ベルトに取り付けることにより座席ベルトの高さを調節するベルト型の製品のうち、次に掲げる要件を満たすものについては、いわゆるチャイルドシートと同様、法第71条の3第3項に規定する「幼児用補助装置」に該当する。

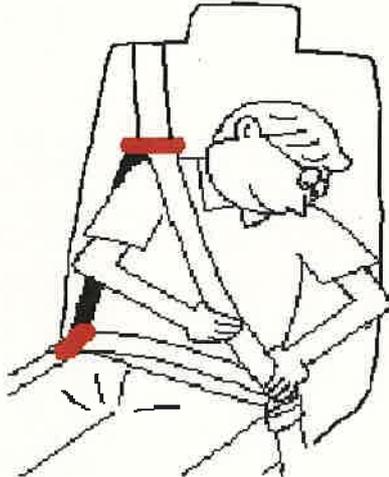
(1) 次のいずれかに該当すること

- ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第75条の3第1項の指定を受け、「Eマーク」（別添1参照）が表示されている製品
- イ 「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に附属する規則に基づき外国において認定を受け、「Eマーク」（別添1参照）が表示されている製品

(2) 幼児の発育の程度に応じた形状を有するものであること

なお、(2)の該当性判断に当たっては、(1)の「Eマーク」に表示された体重範囲等を参考とされたい。

ベルト型幼児用補助装置の一例（使用時のイメージ図）



Eマーク（出典：国土交通省ウェブサイト）

Eマーク
（現行基準を満たした製品）

UNIVERSAL 9 - 18 kg

対象の体重範囲

※1チャイルドシートの種類

※2装置を認可した国の番号

042439

当該装置番号



